

## 横浜市医療局病院経営本部工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

制 定 平成 29 年 4 月 10 日

最近改正 令和 7 年 2 月 17 日

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成 17 年 3 月 31 日病院経営局規程第 32 号）第 19 条の規定に基づき工事及び製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格を定める際に、必要な事項を定めるものとする。

### (対象契約)

第 2 条 最低制限価格を定める契約は、横浜市医療局病院経営本部工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（平成 29 年 4 月制定）第 1 条の 2 に規定する契約を除く競争入札に付する工事等の請負契約とする。

### (最低制限価格の算出方法)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出する額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(1) 次のアからウまでのそれぞれの場合に応じ、(ア) から (エ) までの額の合計額（以下「算定基礎額」という。）に 100 分の 100.00 から 100 分の 100.50 の範囲内で無作為に抽出して得た数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて得た額

ア 公共建築工事積算基準のみを積算に使用している工事（以下「営繕工事」という。）以外の工事

(ア) 直接工事費の額に 10 分の 10 を乗じて得た額

(イ) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ロ) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ハ) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

イ 営繕工事（昇降機設備工事を除く。）

(ア) 直接工事費の額から直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額を差し引いた額（小数第一位切上げ）に 10 分の 10 を乗じて得た額

(イ) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ロ) 現場管理費の額に直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額を加えた額（小数第一位切下げ）に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ハ) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

ウ 営繕工事のうち昇降機設備工事

(ア) 直接工事費の額から直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額を差し引いた額（小数第一位切上げ）に 10 分の 10 を乗じて得た額

(イ) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ロ) 現場管理費の額に直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額を加えた額（小数第一位切下げ）に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ハ) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(2) 前号により算出された算定基礎額が、消費税及び地方消費税を除いた予定価格（以下「予定価格（税抜き）」という。）に10分の9.5を乗じて100分の100.50で除して得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の9.5を乗じて100分の100.50で除して得た額とし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額に、それぞれランダム係数を乗じて得た額とする。

(3) 前各号により算出された額から予定価格（税抜き）までの範囲内に入札がなく、かつ、算出された額から算定基礎額までの範囲内に入札があった場合は、この範囲内で最も高い入札の価格を上限として、算定基礎額にランダム係数を乗じて得た額 2 工事等の性質上前項の規定により難しいものについては、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.5の範囲内で病院事業管理者の定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。

2 工事等の性質上前項の規定により難しいものについては、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.5の範囲内で病院事業管理者の定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。

3 再度入札を実施する場合の最低制限価格は、第1項の規定にかかわらず、当初入札に係る最低制限価格と同じ額とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は病院事業管理者が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の横浜市医療局病院経営本部工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱第3条第1項第1号及び第3条第2項の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事等から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事等から適用し、施行日前までにそれぞれ公告又は指名した工事等については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月17日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事等から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事等から適用し、施行日前までにそれぞれ公告又は指名した工事等については、なお、従前の例による。